

調整結果報告第9号

商工労働観光関係事業の取扱いについて

商工労働観光関係事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第7回	平成16年7月23日	決定	第8回	平成16年8月10日
	第13回	平成16年11月29日		第13回	平成16年11月29日
【調整方針】					
1 中小企業融資事業については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。					
2 中小企業利子等補給事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した利子補給については、新町に引き継ぐものとする。					
3 小規模企業振興資金貸付事業については、合併時に廃止する。					
4 勤労者福祉資金貸付事業については、幕別町の例により、合併時に再編する。					
5 中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。					
6 <u>消費者相談事業については、合併時に再編する。</u>					
7 観光イベント事業については、新町において調整する。					
8 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。					

(別紙)

協議項目	22-15 商工労働観光関係事業の取扱いについて		
決定されている調整方針	消費者相談事業については、合併時に再編する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
消費者相談事業	<ul style="list-style-type: none">・内容 専任の消費生活相談員 1 名を配置し、 月～金曜日の13時～16時まで相談業務 を実施・開設場所 月・水・金曜日 札内福祉センター相談室 火・木曜日 役場 1 階ロビー東側相談室	該当なし	<ul style="list-style-type: none">・内容 専任の消費生活相談員 1 名を配置し、 月～金曜日の13時～16時まで相談業務 を実施・開設場所 月・水・金曜日 札内福祉センター相談室 火・木曜日（第3火曜日は除く） 役場 1 階ロビー東側相談室 第3火曜日（13時～15時） 忠類村コミュニティセンター・その他 電話での相談は、各相談日時に随時受 け付ける。